

2025年10月1日

各位

株式会社 紀陽銀行

### 特殊詐欺等の被害防止への取り組みについて

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

近年、全国的に特殊詐欺等の被害が急増しており、特に高齢者を狙った「還付金詐欺」や「警察官をかたる詐欺」などが深刻な社会問題となっています。犯人は市役所や税務署、警察官などを名乗り、「保険料や税金の還付がある」「口座が犯罪に使われている」などと偽り、携帯電話で通話しながらATMを操作させて、犯人の口座へ振込をさせる手口が多発しています。

このような状況を受け、大阪府では令和7年に「安全なまちづくり条例」を改正し、金融機関に対して特殊詐欺等防止のための対策強化を義務付けました。

当行では、このような状況も踏まえ、以下のような取り組みを実施しています。

#### 1. ATM振込制限の実施

現状、当行では既に過去1年間にキャッシュカードやローンカードを用いたATMでの振込のご利用実績がないお客さまのうち、一定の要件を充たす方について、カードを用いたATMでの振込制限を実施しておりますが、大阪府条例改正を踏まえ、改めてお知らせいたします。

【注1】対象となる年齢や振込金額等、上記以外の具体的な要件については、犯罪グループに秘匿すべき情報であるため、非開示とさせていただきます。

【注2】お振り込みについては、当行本支店の窓口でも実施いただくことができます。

#### 2. ATM付近で携帯電話をご利用されている方へのお声かけ

ATM付近において携帯電話をご利用されているお客さまへお声かけをさせていただきます、使用をご遠慮いただく場合がございます。

【注3】大阪府の条例では、65歳以上の方は携帯電話で通話しながらATMを操作することは禁止されています。

#### 3. チラシ・SNS等を用いた注意喚起の実施

特殊詐欺等の被害を未然に防止するため、窓口でのお声かけやチラシ等の配布のほか、当行が保有するSNSアカウントを通じて金融犯罪に対する注意喚起を実施させていただきます。

【注4】当行が特殊詐欺等の被害のおそれを認めた場合、警察官立会いのもとお客さまが犯罪に巻き込まれていないか確認させていただく場合もございます。

お客さまの大切なご預金を守るための取り組みです。ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上